



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下

さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-

10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2014年8月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

避暑の候、貴社ますますご発展のほどお喜び申し上げます。7月の半ばでワールドカップサッカーも終わり、日本代表もアギーレ新監督を迎えて、4年後へ向けて動き出しています。4年後に自分がどうなっていたいのか。なりたい自分とは何なのか考えています。4年前の夏は開業に向けてバタバタと動いていました。そして、これから。まずは継続することが成功への必要条件ですが、成功にはさらなる知恵と努力を要します。人の力を生かすことが今の私には必要かと思っ



行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房

2 近況のお知らせ

(1) 千葉県行政書士会運輸交通部の会議に出席しました

6月27日、7月7日の両日、午後1時から午後4時半まで、千葉県行政書士会運輸交通部が主催する千葉県行政書士車庫部会との協議会に、車庫部会役員として出席して参りました。

協議会では、車庫証明委任状の策定、車庫証明 Q&A の作成、警察等で配布する車庫証明パンフレットの作成を運輸交通部の方々とともに、実務者の観点から意見を述べながら行ってきました。車庫証明業務実務者として、必要な情報を上記の書類に盛り込んでいきました。本会議をふまえて、千葉県警本部との協議を経て、パンフレット等を配布することになります。



(2) 葛南支部の会社法務・国際業務研究部を主催しました

7月5日、当事務所代表が世話人を務める、行政書士会葛南支部会社法務・国際業務研究部会の平成26年度第1回を船橋勤労市民センターにおいて開催しました。

『こんな相談が来たらどうする？入管問題ケーススタディ』と題し、当支部高橋雄一会員を講師に迎え、私がコーディネーターを務めながら、実際にあった相談をもとに参加者全体で考える会でした。会員の皆様が積極的に問題に取り組み、研鑽をしていく様子がうかがえました。永住、就労ビザ、結婚ビザを題材として取り扱いました。

(3) 入管関連業務リーフレットを制作しました

1日、当事務所の入国管理局関連業務のご案内をする「外国人ビザ・永住・帰化」A4 カラー三つ折りリーフレットを制作いたしました。内容は、外国人を雇いたい会社の方、留学から就職をするためのビザ変更を望む方へのご相談のご案内などになっています。現在リーフレットの配布配置をしていただける方を募集しています。よろしくお願いいたします。





(4) わっしょい行徳夏祭りに参加しました

26日、市川商工会議所青年部が主催する「わっしょい行徳夏祭り」に参加しました。この祭りは、行徳駅南口フラワー通り商店街を中心に、地元の商店街の発展のため今年から始めました。行徳みこしや行徳高校のブラスバンド演奏、フラダンス等様々な催し物が行われ、猛暑の中多数のお客様に来場していただきました。

3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします



年度末も4ヶ月も過ぎ、決算業務、総会も終わり、落ち着いたころかと思えます。

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限が近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。また、建設業等で決算変更届の提出が必要な会社様の届出も迅速に対応いたします。

2) 電子定款の作成をお受けしております

当事務所では、電子定款など書類の電子署名をし、印紙税（4万円）の節約をさせていただくサービスを行っております。電子署名はソフトウェアの導入、システムの設定もご自分でする場合はとても面倒です。会社設立の定款作成、定款認証を当事務所ではリーズナブルな価格で行っています。

合同会社の定款作成（電子定款）も承っています、ご相談ございましたら是非！

3) 車庫証明・自動車登録ならお任せ下さい！

当事務所は、車庫証明・自動車登録（変更、移転）などの自動車関連手続き業務を多数行っております。お引っ越しなどをして、まだ自動車の登録の変更をしていないなんてありませんか？

登録に必要な車庫証明から自動車の登録変更、名義変更、ナンバープレートの交換、出張封印（千葉県内）などを迅速に、リーズナブル価格で対応いたします。通常では、平日2日以上かかってしまう作業です。信頼できる行政書士に是非ともお任せください。



4) 著作権に関するご相談お任せ下さい！

当事務所は、文化庁著作権相談員として、皆様の知的財産権、著作権についてお困りの方のご相談を承っております。争いなどがおこらぬよう事前の策をどのようにうてばよいのか。どのような場合に、著作権登録を行うべきなのかを含めてお話しさせていただきます。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239